

手続きチェックシート

①お子様がお生まれになるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
<input type="checkbox"/>	出生届 生まれた日を含む14日以内	父又は母	<input type="checkbox"/> 届出書（出生証明書） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <small>■父母の本籍地、届出人の住所地又は出生地の市区町村に届けてください。</small>	①	市民窓口担当
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 生まれてから14日以内	世帯主又は本人	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） <small>■出産育児一時金は、原則として出産前に出産する病院等での手続きになります。（21年10月制度変更）詳しくは担当へお問い合わせください。</small>	②	保健福祉第一担当
<input type="checkbox"/>	児童手当 生まれてから15日以内	父又は母	<input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード（請求者分） <input type="checkbox"/> 請求者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険被保険者証等 <small>（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）</small> <small>■生計中心者（所得の高い）である父又は母が請求者となります。 ■所得制限等一定の要件があります。</small> <small>■請求手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。</small>		
<input type="checkbox"/>	子ども医療 出生後速やかに	父又は母	<input type="checkbox"/> 子どもの健康保険被保険者証 <small>（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）</small>		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等の父又は母	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <small>■資格、所得制限等一定の要件があります。</small> <small>■世帯の状況により、他に必要な書類があります。</small>		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父又は母	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード及び本人確認書類又は個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの <small>■世帯の状況により、他に必要な書類があります。</small>		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	父又は母	申請される場合はご相談ください。 <small>■資格、所得制限等一定の要件があります。</small>		
<input type="checkbox"/>	出生通知書 出生後速やかに	保護者	母子健康手帳に添付されている出生通知書（ハガキ）を郵送又は持参してください。	③	保健福祉第二担当
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の交付 妊娠したとき	本人又は夫代理人	<input type="checkbox"/> 妊娠届 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）		
<input type="checkbox"/>	出産・子育て応援事業	—	右記までお問合せください。		

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL251-1123(市役所のみ郵送可)
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。